

横浜市環境創造局と東京農業大学との連携協定書

横浜市環境創造局（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、都市農業の振興をはじめとした農や花緑に関する相互の連携を円滑にするため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が都市農業の振興をはじめとした農や花緑に関して、人材育成、学術・研究・広報、地域活性化、キャリア支援などの分野において、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、都市農業の振興をはじめとした農や花緑に関して、別表に定める内容の実施に向け、次の事項について連携する。

- （1）次代を担う人材の育成に関する事項
- （2）学術・研究・広報に関する事項
- （3）地域の活性化または交流の拡大に関する事項
- （4）キャリア支援に関する事項
- （5）その他両者が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 甲および乙は、本協定に基づく連携・協力の内容及び成果の利用条件、その他必要な事項について、その都度協議のうえ決定する。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間終了の日から3ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも異議の申し入れがないときには、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 その他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲、乙協議のうえで、これを決定する。

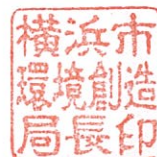
本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2018年10月22日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市 環境創造局

環境創造局長

野村宜彦



乙 東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号
東京農業大学

学長

高野克己

